



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 道路の区域の決定（道路管理課）…………… 2
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

その他

- 行政オンブズマンの運営状況の公表…………… 4

告 示

沖縄県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり伊良部土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 7月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉臣雄	宮古島市伊良部字佐和田1379番地
理事	渡久山和男	宮古島市伊良部字仲地153番地 4
理事	佐久田強	宮古島市伊良部字佐和田1445番地 2
理事	渡久山毅	宮古島市伊良部字佐和田1500番地
理事	池間藤夫	宮古島市伊良部字伊良部1442番地 1
理事	上里正夫	宮古島市伊良部字仲地149番地 3
理事	平良玄序	宮古島市伊良部字仲地186番地
理事	川満良彦	宮古島市伊良部字佐和田1490番地
理事	川満恵栄	宮古島市伊良部字伊良部1450番地 2
理事	垣花泰克	宮古島市伊良部字長浜227番地
理事	長間浩	宮古島市伊良部字前里添367番地
理事	川満光則	宮古島市伊良部字佐和田1371番地 2

監事	佐和田恵剛	宮古島市伊良部字長浜218番地 2
監事	源河武	宮古島市伊良部字前里添434番地 5

任期 平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉臣雄	宮古島市伊良部字佐和田1379番地
理事	渡久山和男	宮古島市伊良部字仲地153番地 4
理事	佐久田強	宮古島市伊良部字佐和田1445番地 2
理事	渡久山毅	宮古島市伊良部字佐和田1500番地
理事	池間藤夫	宮古島市伊良部字伊良部1442番地 1
理事	上里正夫	宮古島市伊良部字仲地149番地 3
理事	平良玄序	宮古島市伊良部字仲地186番地
理事	川満良彦	宮古島市伊良部字佐和田1490番地
理事	川満恵栄	宮古島市伊良部字伊良部1450番地 2
理事	垣花泰克	宮古島市伊良部字長浜227番地
理事	長間浩	宮古島市伊良部字前里添367番地
理事	川満光則	宮古島市伊良部字佐和田1371番地 2
監事	佐和田恵剛	宮古島市伊良部字長浜218番地 2
監事	源河武	宮古島市伊良部字前里添434番地 5

沖縄県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、平成28年7月12日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 7月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦西停車場線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
浦添市前田三丁目1671番 2 から 西原町字徳佐田 2 番 3 まで	19.0m ～ 227.9m	260.0m

沖縄県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成28年7月12日から同月25日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 7月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 県道110号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市宇屋我111番1から 名護市宇屋我111番5まで	13.7m ～ 15.4m	24.9m
新	名護市宇屋我111番1から 名護市宇屋我111番5まで	13.8m ～ 15.4m	24.9m

沖縄県告示第382号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村字楚辺
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年 7月 4日から同年 8月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）

沖縄県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 7月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市（一部）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年 7月11日から平成29年 1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那覇市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年 7月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 1月 1日から同年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（航空写真撮影）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 7月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月 2日 沖縄県指令土第912号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字西里1282番1ほか7筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都江戸川区北葛西4丁目14番1号 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚孝之
- 5 検査済証番号 平成28年6月27日 第4306号
- 6 工事完了年月日 平成28年6月7日

そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、平成27年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

平成28年7月12日

沖縄県行政オンブズマン 宮 城 嗣 宏
 沖縄県行政オンブズマン 米 藏 博 美

第1 平成27年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、11件である。そのほか、窓口・電話等での苦情が134件、相談・要望等が111件、問合せ・資料請求が24件で、苦情相談等の件数は、合計280件となり、前年度の241件より39件増加している。

部局別には、子ども生活福祉部に係る苦情相談等が最も多く、次いで、知事公室、土木建築部、総務部、教育庁の順となっている。

なお、月別の苦情申立等の受付状況は、次表のとおりである。

第1表 苦情申立等件数一覧

事項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）	1	0	3	1	1	1	1	1	1	0	0	1	11
窓口・電話等での苦情	11	5	11	13	19	16	17	5	6	8	11	12	134
相談・要望等	9	7	11	6	9	10	6	14	6	9	6	18	111
問合せ・資料請求	4	1	1	5	0	0	5	1	0	1	2	4	24
計	25	13	26	25	29	27	29	21	13	18	19	35	280

(2) 苦情申立（書面）受付件数を部局別にみると、環境部4件、子ども生活福祉部4件、農林水産部1件、文化観光スポーツ部1件、病院事業局1件の合計11件となっている。

第2表 部局別苦情申立（書面）受付件数

部局 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
知事公室													
総務部													
企画部													
環境部			1	1		1	1						4
子ども生活福祉部	1		1		1			1					4
保健医療部													

農林水産部			1									1
商工労働部												
文化観光スポーツ部											1	1
土木建築部												
教育庁												
病院事業局								1				1
計	1		3	1	1	1	1	1	1		1	11

(注) 1件の苦情について所管する部局が複数ある場合には、主な窓口となる部局に算入する。

2 苦情申立（書面）処理状況及び苦情内容

(1) 苦情申立（書面）処理状況

平成27年度は、前年度からの調査継続のものはなく、平成27年度に受け付けた11件全てを処理した。

処理済みの内訳は、申立ての趣旨に沿ったもの1件、行政に不備がなかったもの5件、所管外のもの1件、その他のもの3件、調査を中止したものの1件となっている。

第3表 苦情申立処理状況

処理区分	件数
1 申立人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	6
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	(1)
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(5)
2 所管外のもの	1
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	(1)
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	3
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	(2)
(3) 虚偽、その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	(1)
4 調査を中止したもの	1
5 取り下げられたもの	
処理済み合計	11
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	0
総計	11

(2) 苦情申立ての内容及び処理結果

書面による苦情申立ての内容及び処理結果は、次のとおりである。なお、括弧書きは、所管部局を示す。

ア 北部福祉保健所職員の不適切な対応について（子ども生活福祉部）

[趣旨] 申立人に対し不適切な対応をした北部福祉保健所職員の処分を求める。

[結果] 当職としては、申立人に対する当所職員の対応が、他の来所者への対応に支障が生じるなど、当所の正常な執務を妨げ又は妨げるおそれのある行為を中止させるためのやむを得ないものであり、懲戒処分に該当する事案ではない、とする子ども生活福祉部の考えは妥当なものとする。

イ 戦後70年沖縄全戦没者追悼式シャトルバスの車椅子利用について（子ども生活福祉部）

[趣旨] 同追悼式シャトルバスは車椅子利用者が乗車できなかった。次年度から配慮してほしい。

[結果] 子ども生活福祉部の調査を行った結果、次年度から車椅子利用者が乗車できるシャトルバスの運行、車椅子利用者の路線バス等での来場方法について事前に広報するとの回答があった。

当職としては、子ども生活福祉部に対し次年度から車椅子利用者に配慮したシャトルバスの運行、路線バス等で行く際の情報提供について事前の広報等が適切、確実に実施されるよう求めた。

ウ 八重山漁業協同組合における不法行為について（農林水産部）

[趣旨] 八重山漁業協同組合における不法行為について、早急の行政措置を求める。

[結果] (ア) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）違反について

当職としては、農林水産部は、当該補助事業施設の利用に係る経緯にも考慮し、適切な対応をしているものと認める。

(イ) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第34条の5違反について

当職としては、信用事業を行わず、経営管理委員も置いていない同漁協については、当該規定の適用はないと考える。

エ 生活保護の受給要件を判断するための調査について（子ども生活福祉部）

[趣旨] 生活保護の受給要件を判断するための調査が法の趣旨、目的に反しているのではないか。

[結果] 当職としては、子ども生活福祉部においては、(ア) 受給要件を判断するため、申請者に対し、病状や収入・稼働の状況について状況把握を行っていること、(イ) 提出のあった診断書のみでは稼働能力の把握が十分でなく、総合病院での検診命令を決定したこと、(ウ) 保護決定が30日を経過したことについては追加調査等により時間を要することになったこと、(エ) 申立人に対してその都度説明を行っていること等を踏まえ、同部は、法令、諸規定に基づいて手続を進めているものと判断する。

オ 戦没者の遺族に対する特別弔慰金の申請書類等について（子ども生活福祉部）

[趣旨] 祖母が再婚により遺族年金の受給資格がなくなったことは納得できない。母の特別弔慰金の申請書類は偽造ではないか。

[結果] 当職としては、(ア) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第31条第1項第5号により戦没者の妻が再婚した場合、遺族年金が支給されないこと、(イ) 特別弔慰金の申請書類等は、法律及び諸規定に基づいて適正に事務手続を行っているものと判断する。

カ 県の委託事業における公益財団法人理事長の職権濫用について（文化観光スポーツ部）

[趣旨] 県の委託事業における公益財団法人理事長の職権乱用について、今後の是正を求める。

[結果] 当職としても、同法人が公募・選定した演出家等による従来の公演とは別に、同法人を実施主体として本公演が行われたものであることから、理事長の職権濫用には当たらないと考えるが、当職からも、今後、このような誤解を与えることのないよう同法人に対する指導を文化観光スポーツ部に申し入れた。

キ 豊見城市字我那覇地内の不法埋立てについて（環境部）

[趣旨] 豊見城市字我那覇地内の不法埋立ての再調査と処分是正を求める。

[結果] 調査の過程において、本件苦情が裁判で係争中の事案に関するものであることが判明し、所管外となることから調査を中止した。

ク 豊見城市字我那覇地内の不法埋立てについて（環境部）

〔趣旨〕 豊見城市字我那覇地内の不法埋立ての再調査を求める。

〔結果〕 本件苦情が、苦情調査中止通知書に関するものであり、行政オンブズマンの行為に関する事項として所管外となることから、調査しないこととした。

ケ 豊見城市字渡橋名地内の不法埋立てについて（環境部）

〔趣旨〕 豊見城市字渡橋名地内の不法埋立ての再調査を求める。

〔結果〕 本件苦情が、自己の利害に関わるものとは認められないこと及び苦情に係る事実のあった日から3年余を経過していることから、調査しないこととした。

コ 豊見城市字渡橋名地内の不法埋立てについて（環境部）

〔趣旨〕 豊見城市字渡橋名地内の不法埋立ての再調査を求める。

〔結果〕 本件苦情が、苦情に係る事実のあった日から3年余を経過していることから、調査しないこととした。

サ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく医療保護入院について（病院事業局）

〔趣旨〕 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく医療保護入院について改善を求める。

〔結果〕 本件苦情が、その当否を判断するには高度の専門的知見を要するものであり、これを調べることは適当でないと認められることから、調査しないこととした。

3 窓口・電話等での苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、窓口・電話等での苦情・相談についても、できる限り対応している。

第2 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定に基づき、知事に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

平成27年度は、提言及び意見の表明はなかった。

第3 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図り対応した。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14</p>
--	--